

議案第 61 号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
を制定するについて

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を、次のとおり改正
するものとする。

令和 7 年 9 月 18 日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第7条の2中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第8条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ）を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という）に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する」を「第61条の2第20項の規定による」に改め、「（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第8条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で

あつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定め
る時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間
数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居し
たことその他の同条第2項の規定による申出時に予測するこ
とができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変
更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小
学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると
任命権者が認める事情とする。

第9条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する
部分休業」に改める。

第10条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法
第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたと
きとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第8条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

部分休業制度の拡充等について、所要の改正を行うものであります。